平成２２年（フ）第７３号
静岡県三島市寿町５番33号　渡辺アパート103、前住所静岡県三島市谷田・小山・30番地の１
債務者　鈴木　忠雄
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７４号
静岡県三島市寿町５番33号　渡辺アパート103、前住所静岡県三島市谷田・小山・30番地の１
債務者　鈴木　良子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
静岡県沼津市原町中３丁目４番地　県営原町中団地Ｄ―201
債務者　水野　花子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
静岡県御殿場市萩原1272番地の６　第７フォーブル105
債務者　川野　真二
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
静岡県田方郡函南町塚本100番地の４　ボルテックス塚本103号、前住所静岡県田方郡函南町畑529番地の298
債務者　菊地　　耐
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
静岡県沼津市鳥谷75番地の１　レオパレス根方102号
債務者　鎌野　賢也
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３６４８号
愛知県春日井市下市場町１丁目４番地４　メゾン南城103号
債務者　山田　卓優
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４号
愛知県岩倉市下本町下市場187番地９プレジデントＫｉＭｕＲａ201号
債務者　木村　金子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５０号
愛知県一宮市萩原町西宮重字池之井50番地
債務者　長谷川真由美
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５２号
愛知県犬山市大字羽黒字西向畑９番地32
債務者　小泉美和子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８５号
愛知県稲沢市祖父江町中牧中外684番地２
債務者　澤田久美子
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第９２号
愛知県岩倉市曽野町東野６番地３セレッソベージョ102号
債務者　長谷川愛桂
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０２号
愛知県江南市高屋町清水128番地
債務者　江口　杏美（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８号
京都府福知山市字猪崎655番地の12
債務者　森谷ゆかり
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
大阪市東住吉区鷹合１丁目14番12―504号
債務者　三樹美由紀
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０６４号
大阪市西成区南津守７丁目10番20号
債務者　渡邊　克之
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１８３号
大阪府門真市末広町36―13―604号、住民票上の住所佐賀県唐津市肥前町納所乙1522番地
債務者　中山　貴文
１　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部